明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**二）　一
○人材認定等事業に係る登録に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　二

〔告　示〕
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**総務・法務・経済産業**七）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**四八〇）　三
○体育庁柔道器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三五七）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三五八）　三
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分制限期間を定める告示の一部を改正する件（**厚生労働**四一三）　三
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**農林水産**二〇六七）　四
○保安林の指定をする件（**同**二〇六八～二〇七二）　四
○都市計画に関する件（**国土交通**一〇五六、一〇五七）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇五八～一〇六一）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一〇六二）　七
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二二四～二二八）　八
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件の一部を改正する件（**防衛**二五六）　八

〔国会事項〕
労働　三

〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　農林水産省
林野庁　九

〔官庁報告〕
官庁事項
電波監理審議会の審理の開始について（電波監理審議会）　九

〔資　料〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示二）　九
平成二十三年八月中国際収支状況（速報）及び平成二十三年四～六月中国際収支状況（確報）（財務省）　一〇
機械受注統計調査報告（平成二十三年八月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者営業保証金取戻し、迫川上流土地改良区の定款変更の認可、建設業の営業の停止命令関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二三
会社その他　三〇

省　令

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百九十四号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項算式中「1÷5」を「R」に改め、同項の備考に次のように加える。

R　次の各号に掲げる請求対象期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合

一　請求対象期間のうち平成二十三年八月三十一日以前の期間　十分の一

二　請求対象期間のうち平成二十三年九月一日以後の期間　零

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第四条第二項の規定は、平成二十三年九月十八日から適用する。